

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)
地域名 (地域内農業集落名)	以西地区 (山川木地集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.2 ha
② 田の面積	8.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 遊休農地面積	-

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・集落内の農用地区域は水田地帯となっている。水田地帯では、その面積のほとんどを集落営農法人により水稲、たまねぎなどが作付されている。  
 ・保安全管理については、集落協定(多面的活動組織)等多種多様な人材により行われている。  
 ・鳥獣被害などもあり、解決を要する集落である。  
 ・集落営農法人や集落の構成員も高齢化しているとともに、法人が保有する機械も古くなっているなか、人材の確保や機械の維持・更新に苦慮しているなど抱える課題を有している  
 ・集落営農法人や集落協定等の組織の強化を図るとともに、オペレーター人材を含めた新たな担い手を確保しつつ、集落等地域全体で農地を利用・保安全管理していく仕組みの構築を図る必要がある

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域内の集落営農法人や米農家をはじめとする担い手のほか、地域内に入作で営農を希望するブロッコリーなど高収益作物を作付する生産者などの担い手に対し農地の集積・集約化及び活用を進める。  
 ・農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。必要に応じて基盤整備、再生事業を行うことにより担い手に再配分を行い団地化を進める。  
 ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外からオペレーター人材や新たな農地を利用する者の人材を確保し、地域の営農にかかる課題解決に向けた取組みを行いつつ、農用地や水路等施設の維持管理が取組めるよう広域的な連携を含めた多面的活動組織・集落協定等の推進を図り、地域と担い手が一体となって農用地を利用・維持管理をしていく体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	83	%	将来の目標とする集積率
			83 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積は、6.8ha(令和6年度時点) 今後は団地化の形成を図りつつ、引き続き担い手による農地利用の継続を図る。(令和10年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、地域内の集落営農法人(認定農業者)や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積・団地化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
集落営農法人のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討するとともに機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
町や集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体やオペレーター等人材の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あつせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため水稻を作付する農地はJAまたは集落営農組織へ必要に応じて作業委託する。 また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、地域内の飼料生産組合などへの委託を行い進めるものとする。 草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者など実施可能な事業者を活用して実施する。 農作業や機械操縦等オペレーター人材の確保、育成を図り、農作業受託人材としてに活用することにより効率的な農業生産・農用地の保安全管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。また、イノシシ等が寄ってこないような品目の作付の検討やほ場管理を適切に行う。  
③集落営農法人など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入及びオペレーター人材の育成・確保に努める。  
⑦保安全管理の作業は原則所有者または耕作者が行うが、個人管理が困難な農用地については、集落や集落協定等で保安全管理し、遊休農地の発生防止を図る。  
⑧地域内の共同で利用する農業用倉庫などの施設、水路等については、集落または所有者等で維持管理を行うとともに、必要に応じて建替えや更新などを行う。  
⑩-1集落営農や集落協定等において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取組む方法を検討する。  
⑩-2地域内のハウスなど営農上必要な施設については、省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設改修も含んだ取組みを行う。



# 6 目標地図（農地利用者区分別）

209\_4以西地区（山川木地集落）

区域農用地面積：8.2ha

